



日増しに寒さが加わってまいりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか？

年末に向けて忙しくなる季節ではございますが、くれぐれもご無理などなされないようご自愛ください。



11月3日 文化の日

文化の日とは、1948年(昭和23年)に「自由と平和を愛し、文化をすすめる」ことを趣旨として制定された祝日です。

Q.なぜ文化の日になったの？

A.それは、日本国憲法が公布された日であり平和と文化を重視していることからだそうです。

ちなみに、文化に親しむ日ということで全国各地の様々な美術館や博物館が入場無料で利用できます。普段は有料の施設を無料で楽しむことができるお得な日ですのでぜひ、この機会に利用してみたいですね。

今月の一本

『セッション』



3億円という低予算でアカデミー賞3部門受賞した驚異作。音楽が題材になっており、主人公であるニーマンが音楽家を目指すというシンプルな物語ではありますが、華やかなイメージである音楽界をとってもリアルかつ残酷に描いています。

特に最後の9分間はすごいです。言葉を使わず音楽で語る主人公の姿に鳥肌が立ちました。

最近スカッとしてないなという方に見ていただきたい一本です。

今月の税務予定

11月10日(金)

・ 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月30日(木)

・ 9月決算法人の確定申告と納税
・ 3月決算法人の中間申告と納税
・ 3月、6月、12月決算法人の消費税の

3カ月ごとの中間申告

・ 10月分社会保険料納付

年末調整の時期が近づいてきました！

今年も年末調整の時期が近づいてきましたね。
そろそろ皆さまのお手元には年末調整に必要な書類が届く頃だと思います。
提出していただく書類になりますので、大切にしておいてください。

提出していただく書類

- ①平成30年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ②平成29年分の給与所得者の保険料控除申告書
兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ③(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
- ④個人で加入されている生命保険料、地震保険料などの控除証明書

※③④については該当する方のみです。

また訪問させていただく際などに提出していただきますので、ご用意の方よろしくお願いいたします。



Q.年末調整 去年との変更点はあるの？

平成29年分の給与所得者の所得税の上限額が引き下げになりました。

28年分までは給与収入が1200万円を超える方の給与所得控除額は一律230万円でしたが、平成29年分からは、給与収入が1000万円を超える方の給与所得控除額は一律220万円に変更になっています。

実際に影響を受けるのは、給与収入が1000万円を超える方のみになります。

これは増税というよりは、平成24年以前の基準に戻る形になります。

編集後記



夕方になるとキンモクセイの香りが秋を感じさせてくれる良い季節になりましたね。
先日この浦野家に入った井上健太郎です。

最近のマイブームはマウンテンバイクに乗って写真を撮りにいくことです。

何の目的も無くただブラブラするのが好きで気に入った景色があれば写真に収めるといった感じで、この写真もその中の一枚です。笑
これからは紅葉が綺麗な季節なのでなんとしても写真に収めたいと思います。

～来月号もお楽しみに～